

令和6年第3回 三種町選挙管理委員会 会議録

- 1 開催日時 令和6年9月2日（月）午前8時56分
 - 2 開催場所 三種町役場 第2会議室
 - 3 出席委員 田村 明、加賀谷 得子、木村 信悦
 - 4 欠席者 飯塚 巧作
 - 5 事務局 書記長 三浦 保
書記 宮田 孝志郎、檜森 大樹、三浦 徹斗
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
- 議案第12号 選挙人名簿に登録することについて
 - 議案第13号 選挙人名簿から抹消することについて
 - 報告第10号 登録の移替えをした者について
 - 報告第11号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - 報告第12号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - 議案第14号 三種町公職選挙執行規程の一部改正について
 - 議案第15号 令和6年12月の定時登録日を定めることについて

午前8時56分

三浦書記長 おはようございます。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。それでは令和6年第3回三種町選挙管理委員会を開催いたします。木村委員長からご挨拶をいただき、その後の進行の方もよろしくお願いいたします。

木村委員長 おはようございます。それこそ皆さん、テレビ等でご存じだと思いますけども、知事選挙の日程が決まったようです。

また中央でも少し動きがあるような感じなので、何かあったとしてもすぐ対応できるように、心の準備をお願いしたいと思います。

本日の案件は、定時登録関係ということで、スムーズな進行にご協力をお願いいたします。本日の議事録署名委員は、加賀谷委員と田村委員にお願いいたします。

それでは、議案第12号「選挙人名簿に登録することについて」

から、説明をお願いします。

三浦書記長 それでは申し訳ありませんが、議案に入る前に、本日定例会で
ございますので、私はここで退席させていただきます。委員の皆
さんよろしくご審議のほどお願いいたします。

宮田書記 はい。議案第 12 号ですが、9 月定時登録における選挙人名簿
への新規登録についてお諮りするものでございます。

 前回の 6 月定時登録の後、18 歳に達した者及び転入から 3 箇
月を経過した 18 歳以上の者を新たに名簿に登録するものであり、
具体的な人数等は 1 と 2 に記載しています。

 1 の新有権者登録は、平成 18 年 6 月 3 日から平成 18 年 9 月
2 日までに生まれた方が対象で、人数は、男 18 人、女 11 人、
計 29 人です。

 2 の転入登録は、令和 6 年 3 月 2 日から令和 6 年 6 月 1 日まで
に転入し、継続して居住している方が対象で、人数は、男 39 人、
女 31 人、計 70 人です。

 よって、9 月定時登録における登録者総数は、男 57 人、女 4
2 人、合計 99 人となります。

 対象者については、別冊の名簿をご覧ください。新有権者登録
は 1 頁に、転入登録については 2 ～ 3 頁に記載しております。

 説明は以上です。

木村委員長 それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、
お願いします。確認が終わりましたら、終わった旨教えてください。
それで確認をお願いします。

 (各委員、暫時資料を確認)

 皆さん何かございませんか。

 (「ありません。」の声あり)

木村委員長 議案第 12 号につきましては、以上の通り決定してよろしいで
しょうか。

 (「はい。」の声有り。)

 それでは原案どおり決定します。

続きまして、議案第13号「選挙人名簿から抹消することについて」、説明をお願いします。

宮田書記 はい。議案第13号は、9月定時登録における選挙人名簿からの抹消についてお諮りするものでございます。

 前回の6月定時抹消の後に亡くなった方及び転出から4箇月を経過した方を名簿から抹消するものであり、人数等は1と2に記載しております。

 1の死亡抹消者は、死亡の届出が令和6年6月1日から令和6年8月31日までの方が対象で、人数は、男37人、女42人、計79人です。

 2の転出抹消者は、令和6年2月1日から令和6年4月30日までに町から転出した方が対象で、人数は、男89人、女59人、計148人です。

 よって、9月定時登録における抹消者総数は、男89人、女101人、合計190人となります。

 対象者については、死亡抹消は別冊名簿の4～6頁、転出抹消は7～9頁に記載しております。

 説明は以上です。

木村委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

 （各委員、暫時資料を確認）

 確認の方よろしいでしょうか。何かありませんか。

田村委員 抹消190人というのはかなり多いですね。

宮田書記 転出抹消の期間がちょうど4月頃でしたので、進学や就職で町を出て行かれる方の分多くなったかと思います。

木村委員長 他にはございませんか。

 （「はい。」の声有り。）

 無いようですので、議案第13号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

続きまして、報告第10号「登録の移替えをした者について」、説明をお願いします。

宮田書記 はい。報告第10号ですが、町内転居による投票区の移替えを行った者について、報告するものでございます。

 前回の定時登録では、5月31日までの町内転居に係る移替えを報告しておりますので、今回の報告の対象は、6月1日から8月31日までに町内転居された方になります。人数は、男12人、女18人、計30人です。

 対象者については、別冊名簿の10～11頁に掲載しております。

 報告は以上です。

木村委員長 それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

 （各委員、暫時資料を確認）

 1番と5番の方は一旦特養から自宅に戻ってまた特養に入ったんですかね。

宮田書記 はい、短期間に行ったり来たりしたという事になります。

木村委員長 他に何か質問等ありませんか。

 （「ありません。」の声有り。）

 無いようですので、報告第10号は以上といたします。

 続きまして、報告第11号「選挙権を有する者の50分の1の数について」と、報告第12号「選挙権を有する者の3分の1の数について」は、関連性がありますので、一括して説明をお願いします。

宮田書記 はい。報告第11号は有権者の50分の1の数を、報告第12号は有権者の3分の1の数をご報告するものです。50分の1の数は、地方自治法に基づく条例の改廃請求や監査請求に必要な署名数、3分の1の数は、議会の解散請求、町長の解職請求等に関

要な署名数となっております。

議案 5 頁の名簿登録者数増減表をご覧ください。前回の登録者に新規登録 99 人を加え、抹消 190 人を引いた 13,024 人が、今回の定時登録の名簿登録者数となります。したがって、これを 50 で除した数は、6 頁に記載のとおり 261 となり、3 で除した数は、7 頁に記載のとおり 4,342 となります。

報告は以上です。

木村委員長 報告第 11 号、第 12 号について、何か質問等ございませんか。
(「ありません。」の声有り。)

無いようですので、報告第 11 号、第 12 号については、以上といたします。

続きまして、議案第 14 号「三種町公職選挙執行規程の一部改正について」、説明をお願いします。

三浦書記 まず初めに、1 の本規定の改正理由についてですが、令和 6 年以降の選挙において、共通投票所の設置に伴い、事務誤りの発生抑止と事務の効率化の観点から、当日の不在者投票及び、在外投票の受理などの事務を共通投票所を設置する鵜川投票区に統一するため、一部改正いたします。また、今回の改正において、その他所要の改正も併せて行います。

次に 2 の主な改正内容についてですが、初めに、(1) につきましては、不在者投票に係る指定投票区の指定になります。選挙当日に委員の各投票所の巡回に合わせて、不在者投票を各投票所に送致しておりましたが、この作業を一括して共通投票所を設置する、鵜川投票区で行うことができるよう改正するものになります。

続いて (2) についてですが、こちらは在外投票に係る指定投票区の規定になります。現在、指定在外投票区は大曲投票区としておりましたが、先ほどの不在者投票の事務を一括して鵜川投票区としておりますので、こちらも同様に、鵜川投票区を在外選挙投票に指定し、事務の効率化を図ることとします。

次に、(3) についてですが、公職選挙法第 112 条第 2 項の規定において、選挙に係る収支報告書の要旨の公表方法について、

市町村選挙管理委員会においてはあらかじめ告示をもって定めることとされておりますので、本規定の公表方法を明記するものになります。

最後に3の施行日についてですが、本規程の一部改正に関して、委員の皆様からご承認いただきまして、本日付の施行予定となっております。

また、改正内容の詳細につきましては、次のページの別紙案の通りでありますので、ご確認くださいと思います。議案第14号の説明は以上となります。

木村委員長 議案第14号につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

田村委員 こういうふうに行っている所があるんですね。

三浦書記 はい、そちらを参考に今回改正します。最終的に投票を持って行って突合作業をするんですけども、その作業は紙で行っていたんですが、共通投票所はパソコンがありますのでスムーズに進められるということで。

木村委員長 それは各投票所に反映されるのですか。

三浦書記 各投票所は紙の抄本なんですけど、あらかじめ不在者投票した方は抄本にシールを貼って把握できるようにはしています。

加賀谷委員 投票は紙を目視で確認して？

三浦書記 はい、確認して突合しています。

宮田書記 共通投票所同士は期日前みたいに全部パソコンで繋がってるんですけど、当日の各投票所は今と同じ紙の抄本になります。

木村委員長 その場合最後の投票者総数を間違えられませんね。それ（不在

者投票者数)は本部で加えてやるという形になるのか、それとも各投票所に連絡するのか。各投票所で不在者を受付して、投票者数に加えていたのを、今度は1箇所ですべて受け付けると各投票所には不在者は反映されないということですよね。投票者総数が合わなくなるという事は無いでしょうか。

三浦書記 その場合、各投票所から不在者抜きの人数を報告してもらって、集計のときに本部で不在者の人数を加える形で大丈夫だと思います。

木村委員長 その集計の所で間違いが無いようにお願いします。
在外は現在1人でしたか。

宮田書記 はい、ずっと1人で、これまでも結構投票されています。

加賀谷委員 大曲の人でしたか。

宮田書記 いえ、釜谷の方ですね。指定投票区が今まで大曲でしたので大曲で受理していました。

木村委員長 他に質問等ございませんか。
 (「ありません。」の声有り)
 無いようですので議案第14号につきましては、原案通り決定してよろしいでしょうか。
 (「はい。」の声有り。)
 それでは原案どおり決定します。なお、投票当日は人数等間違いが無いようお願いします。
 次が本日最後の案件となります。議案第15号「令和6年12月の定時登録日を定めることについて」、説明をお願いします。

宮田書記 議案第15号について御説明いたします。6月・9月に続きまして、次回の12月も1日が日曜日となっております。これまでも御説明しましたとおり、定時登録につきましては、公職選挙法の定めにより1日が休日に当たる場合、1日又は直後の休日以外

の日に登録することとされています。

ですので、12月の定時登録についても、2日月曜日を登録日に定めたいというものでございます。説明は以上です。

木村委員長 はい、12月1日が日曜日にあたりますので、2日月曜日を定時登録日としたいという事ですが、皆さんよろしいでしょうか。
（「はい。」の声有り。）

では、議案第15号は原案どおり決定いたします。本日の案件は以上で終了となります。最後に、「4その他」ですが、先に事務局の方から何かありますか。

宮田書記 はい。それでは、今後の日程についてご説明いたします。
先ほど、議案第15号を承認いただきましたので、次回、令和6年第4回選挙管理委員会につきましては、12月2日月曜日に開催したいと思います。時間と場所は本日と同じく、午前9時から、この第2会議室を予定しております。

また、委員長のご挨拶にもありましたとおり、国政選挙の話も出てきていますので、報道されているような秋にということになりますと、12月2日よりも前に皆さんにご難儀をおかけすることになるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

今後の日程につきましては、以上でございます。

木村委員長 委員の皆さんから、何かございませんか。
（「ありません」の声あり。）

はい、無いようですので、これで令和6年第3回三種町選挙管理委員会を閉会します。本日はお疲れさまでした。

午前 9 時 3 8 分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委 員 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____